

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 106

0501 社会福祉事務に要する経費 1,554,000 円 (1,553,000 円)

[一財 1,554,000 円]

○ 目的

福祉事務全般のスムーズな取り組みと、各種事業の推進を図る。

○ 内容

- ・ 委託料 健康福祉まつり事業委託料 198,000 円
職員健康診断委託料 131,000 円

個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会の多い職員が、B 型肝炎及び結核に感染する危険を防止するため、予防接種と検査を実施する。

- ・ 賛助金 いばらき被害者支援センター賛助金 109,000 円

社団法人いばらき被害者支援センターは、「犯罪被害者基本法」を受けて設立された民間被害者支援団体である。被害者からの様々な悩み・相談等、犯罪被害者のニーズに応えるための支援活動を推進する。そのための財政的支援である。

[担当：社会福祉課] P. 107

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 128,030,000 円 (128,973,000 円)

[一財 128,030,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

- ・ 社会福祉協議会運営費補助金 128,030,000 円
 - 取手市社会福祉協議会本所運営経費 73,304,000 円
 - 藤代支所運営経費 21,910,000 円
 - 在宅福祉サービス運営事業 792,000 円
 - ヘルパーステーション運営事業 14,438,000 円
 - ホームケアふじしろ運営事業 16,473,000 円
 - 心配ごと相談運営事業 300,000 円
 - 総合ボランティア支援センター補助金 813,000 円

[担当：社会福祉課] P. 107

2201 民生委員に要する経費 17,612,000 円 (17,635,000 円)

[国・県 25,000 円 一財 17,587,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：民生委員推薦会交付金 25,000 円]

○ 目的

民生委員・児童委員の活動について、必要な支援を行う。

○ 内容

民生委員児童委員 187 人（内、主任児童委員 15 人）

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300 円×187 人=17,447,100 円

[担当：社会福祉課] P. 107

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 1,096,000 円（1,076,000 円）

[国・県 908,000 円 一財 188,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 908,000 円]

○ 目的

行旅病人の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○ 内容

行旅死亡人（4 体分）に係る諸費用 @222,000 円×4 体=888,000 円

墓地埋葬法第 9 条死体火葬料（2 体分）@10,000 円×2 体=20,000 円

[担当：社会福祉課] P. 108

2401 遺族等の援護に要する経費 501,000 円（12,000 円）

[一財 501,000 円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○ 内容

戦没者追悼式に係る諸経費 501,000 円（2 年に 1 度開催し今年度がその年にあたる。）

会場設営菊花代、案内状郵送代、バス借上料等

[担当：社会福祉課] P. 108

2501 更生保護に要する経費 728,000 円（730,000 円）

[一財 728,000 円]

○ 目的

社会奉仕の精神の下、罪を犯した人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

- ・取手地区保護司会負担金 279,000 円
- ・県更生保護協会負担金 101,000 円
- ・更生保護女性会補助金 98,000 円
- ・取手地区保護司会取手支部補助金 250,000 円

[担当：社会福祉課] P. 109

2801 地域福祉計画策定事業に要する経費 110,000 円（0 円）

[一財 110,000 円]

○ 目的

地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もが、その人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした、地域福祉の推進のための地域福祉計画の見直しを行う。

○ 内容

- ・ 地域福祉計画策定委員謝礼 100,000 円 (@2,000 円×10 人×5 回)
- ・ 消耗品費 10,000 円

[担当：社会福祉課] P. 109

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 8,137,000 円 (5,703,000 円)

[国・県 5,909,000 円 一財 2,228,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 5,873,000 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 36,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

- ・ 支援・相談員の派遣 36,000 円
中国残留邦人等が安心して生活を送れるよう、求めに応じて必要な助言等を行うため、支援・相談員を派遣する。
- ・ 支援給付金の給付 7,832,000 円
永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等がある。国負担率 3/4

[担当：障害福祉課] P. 109

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 15,044,000 円 (14,244,000 円)

[一財 15,044,000 円]

○ 目的

療養者本人・家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病となる疾患で、継続的に入院・通院している者を対象に見舞金（年額 20,000 円）を支給する。

@20,000×(692+60) 人 (H25 年度の実績 692 人+新規)

[担当：健康づくり推進室] P. 109

3401 健康づくり推進事業に要する経費 2,722,000 円 (4,126,000 円)

[一財 2,560,000 円 その他 162,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入：ウェルネスキャラクターポロシャツ売却代 162,000 円]

○ 目的

取手市の健康づくりを進めるためにイベントや講演会を実施する。また、健康づくり施策の方向性を明確に発信するとともに、健康づくり推進のための具体策を企画立案し、関係部署と連携して実施することを目的とする。

○ 内容

- ・健康づくり講演会委託料 864,000 円
健康づくりを進めるための講演会を開催するための委託料。
- ・報償費 300,000 円
スマートウェルネスのまちづくりを進めるための講師謝礼。
- ・消耗品費 616,000 円
健康づくりイベント用のぼり旗、健康づくり促進配布グッズ等を購入する。また、健康づくりキャラクターを用いたポロシャツを作成し、市民に販売する。
- ・印刷製本費 238,000 円
取手市で行われている健康づくりの主要事業をまとめ、パンフレットにして情報発信する。
- ・負担金 328,000 円
ウェルネスマネジメント研修会の負担金。
- ・旅費 346,000 円
先進地視察、スマートウェルネスシティ首長研究会への随行、健康づくり施策研修への参加等。

[担当：社会福祉課] P. 110

3801 臨時福祉給付金給付事業に要する経費 141,343,000 円 (277,310,000 円)

[国・県 141,343,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：臨時福祉給付金給付事業費補助金 120,000,000 円]

[国補：臨時福祉給付金給付事業事務費補助金 21,343,000 円]

○ 目的

低所得者に対し、消費税率引上げ（5→8%）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を引き続き行う。

○ 内容

- ・給付対象者
市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いた者とする。
市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
生活保護制度内で対応される被保護者等
- ・給付額
所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年分の食料品の支出額の増加分を参考に、給付対象者一人につき6千円とする。（1年分を1回の手続きで支給）

・職員手当（時間外勤務手当等）	1,284,000 円
・需用費	297,000 円
・通信運搬費	3,943,000 円
・口座振替手数料	1,458,000 円
・臨時福祉給付金システム委託料	2,972,000 円
・派遣業者委託料	9,746,000 円
・使用料・賃借料	1,556,000 円
・工事請負費	87,000 円
・臨時福祉給付金	120,000,000 円（6,000 円×20,000 人）

【担当：下記のとおり】 P.111

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 146,034,000 円 新規

[地方債 87,600,000 円 その他 18,446,000 円 一財 39,988,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債（備品分）77,217,000 円×95%≒73,300,000 円]

[市債：合併特例債（駐車場整備工事分）15,131,000 円×95%≒14,300,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 18,446,000 円]

○ 目的

本市の市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

- (1) 指定管理者選定委員会委員報酬・費用弁償 51,000 円（中心市街地整備課）
- (2) 火災保険料 41,000 円（中心市街地整備課）
ウェルネスプラザ及び屋外ステージに係る火災保険
- (3) ネットワーク設置設定業務委託料 319,000 円（中心市街地整備課）
館内ネットワーク構築に伴う機器設置及び設定
- (4) トレーニングマシン使用料 817,000 円（健康づくり推進室）
健康運動教室に使用する e-wellness システム用エアロバイク使用料
- (5) 土地借上料 1,600,000 円（中心市街地整備課）
駐車場用地土地借上料
- (6) 工事請負費 24,279,000 円（中心市街地整備課）
駐車場整備工事
- (7) ウェルネスプラザ用備品 97,710,000 円

(内訳)

(単位：円)

	担当課	内容	経費
共有部分	中心市街地整備課	屋外用チェア、屋外用テーブル、屋外用ベンチ、館内ネットワーク機器等	13,933,000
保健センター	保健センター	調理室用食器棚、高圧蒸気滅菌器、体重身長計(乳児用)、待合ソファ、会議室用テーブル、健診用ついたて等	33,325,000
多目的ホール	文化芸術課	ピアノ、ピアノ移動車、ピアノ椅子、司会台・演台、スピーカー・マイク等音響製品、展示用パネル等	44,327,000
キッズプレイルーム	子育て支援課	事務机、事務机用椅子、テーブル、授乳用長椅子	524,000
トレーニングジム	健康づくり推進室	ロッカー、カウンター、戸棚、キャビネット、テレビ、ブラインド等	2,610,000
講座室	スポーツ生涯学習課	講義用テーブル、プロジェクター、ホワイトボード、演台、ブラインド等	2,991,000

(8) ウェルネスプラザ用消耗品 21,217,000円

(内訳)

(単位：円)

	担当課	内容	経費
共有部分	中心市街地整備課	事務室用事務用品、消火器、各階トイレ用消耗品、屋外用消耗品等	785,000
保健センター	保健センター	調理室用調理器具、軽運動室用マット、洗濯室用棚、掛時計、会議室用椅子等	6,949,000
多目的ホール	文化芸術課	市旗・国旗、演奏者椅子、譜面台、台車、脚立、ワイヤー、スポットライト等	9,724,000
キッズプレイルーム	子育て支援課	椅子、掛時計	140,000
トレーニングジム	健康づくり推進室	折り畳みテーブル、椅子、掛時計、スタンドミラー、モップ、スポーツマット等	1,211,000
講座室	スポーツ生涯学習課	椅子、掛時計等	2,408,000

[担当：社会福祉課] P.112

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 17,665,000円 新規

[国・県 13,248,000円 一財 4,417,000円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 17,665,000円×3/4≒13,248,000円]

○ 目的

平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率3/4。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立相談支援事業」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員（主任相談支援員 1 名・相談支援員 1 名・就労支援員 1 名）

委託費内訳

- ・人件費 16,437,000 円
- ・事業費 656,000 円
- ・事務費 572,000 円

[担当：社会福祉課] P.112

4401 生活困窮者住宅確保給付事業に要する経費 2,124,000 円 新規

[国・県 1,593,000 円 一財 531,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住宅確保給付費負担金 2,124,000 円×3/4=1,593,000 円]

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住宅確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則 3 ヶ月給付する。

給付額 単身世帯 上限 35,400 円
複数世帯 上限 46,000 円

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P.112

0501 障害福祉事務に要する経費 522,000 円 (502,000 円)

[一財 522,000 円]

○ 目的

障害福祉の業務を円滑に実施する。

○ 内容

主に障害福祉事務に係る経費であるが、報償費、委託料、補助金については下記のとおりである。

・報償費

身体障害者・知的障害者相談員謝礼 @20,000×7人=140,000 円

・委託料

職員健康診断委託料 66,000 円 (B 型肝炎検査 2 名、結核検査 2 名)

個別相談、家庭訪問など様々な人との接触による B 型肝炎及び結核感染について予防接種と検査を実施する。

・補助金

取手市身体障害者福祉協議会補助金 72,000 円

取手市重症心身障害児(者)を守る会補助金 28,000 円

手話サークル「あゆみ」補助金(一般公募補助対象事業) 75,000 円

[担当：障害福祉課] P. 113

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,400,000円 (1,421,000円)

[一財 1,400,000円]

○ 目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために取得した診断書料の一部(1/2・上限5,000円)を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

障害者手帳申請診断書料助成 @2,800円×500件=1,400,000円

[担当：障害福祉課] P. 113

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 5,374,000円 (5,284,000円)

[一財 5,374,000円]

○ 目的

在宅の重度の障害者が医療機関等への往復のために利用するタクシー及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関への通院等に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額、移送団体利用の場合は1回の利用につき700円を助成する。

・慢性透析療法を実施している者 年60回限度

・その他の者 年36回限度

移送団体利用料金助成 @700円×60枚×12月= 504,000円

タクシー利用料金助成 @730円×530枚×12月= 4,642,800円

タクシー利用券印刷代 @500×420冊×1.08= 226,800円

[担当：障害福祉課] P. 113

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,331,000円 (1,324,000円)

[一財 1,331,000円]

○ 目的

18歳以上の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の負担を軽減し、重度障害者の福祉向上を図る。

○ 内容

紙おむつ(フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパット)4種類の中から選択。障害者本人が市民税非課税の方を対象に、年4回(4月・7月・10月・1月)支給する。

@11,000円×28人×4回×1.08=1,330,560円

[担当：障害福祉課] P. 114

2401 障害児(者)及び付添人交通費支給に要する経費 4,249,000円 (3,744,000円)

[一財 4,249,000円]

○ 目的

訓練が必要な障害者・児（付添人）が、福祉施設等への通所に要する交通費の一部を助成し、当該家庭を経済面から支援する。

○ 内容

月額 5,000 円を限度に、年 3 回（8 月・12 月・4 月）助成する。

<内訳>

・身体障害者	@9,600 円× 25 件=	240,000 円
・精神障害者	@12,100 円×255 件=	3,085,500 円
・知的障害者	@11,500 円× 65 件=	747,500 円
・児童	@3,200 円× 55 件=	176,000 円
・合計		4,249,000 円

[担当：障害福祉課] P.114

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費 30,577,000 円
[国・県 1,119,000 円 一財 29,458,000 円] (19,197,000 円)

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 746,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 373,000 円]

○ 目的

在宅の障害者に対し就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援（夜間支援）を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流をおこなう「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であるが、引き続き取手市社会福祉協議会が平成 30 年 3 月 31 日まで運営を行う。

・障害者福祉センターつつじ園指定管理料	30,561,000 円
内訳) 障害福祉サービス等	23,936,000 円
地域生活支援事業 生活訓練事業(夜間支援)	1,492,000 円
〃 地域活動支援センター事業	5,133,000 円
・火災保険料	15,641 円

[担当：障害福祉課] P.114

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費 29,443,000 円
(29,272,000 円)

[国・県 2,250,000 円 一財 27,193,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,500,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 750,000 円]

○ 目的

在宅の障害者に対し生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創造的活動の場やレクリエーションの場を設け、障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であるが、引き続き取手市社会福祉協議会が平成30年3月31日まで運営を行う。

障害者福祉センターあけぼの指定管理料 29,443,000 円
(地域活動支援センターⅡ型運営経費 9,000,000 円を含む)

[担当：障害福祉課] P.114

3201 特別障害者援護に要する経費 21,236,000 円 (22,702,000 円)

[国・県 15,915,000 円 一財 5,321,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 21,221,280 円×3/4=15,915,960 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護を必要とする最重度の障害者に対し、物的かつ精神的な負担の軽減を図る。

○ 内容

- ・特別障害者手当 @26,000 円×43 人×12 月=13,416,000 円
- ・障害児福祉手当 @14,140 円×40 人×12 月= 6,787,200 円
- ・福祉手当(経過措置) @14,140 円× 6 人×12 月= 1,018,080 円

※ 年4回支給

5 月(2-4 月分)、8 月(5-7 月分)、11 月(8-10 月分)、2 月(11-1 月)に支給

- ・通信運搬費 12,090 円

[担当：障害福祉課] P.114

3301 介護給付費等に関する経費 1,110,589,000 円 (1,033,729,000 円)

[国・県 831,198,000 円 一財 279,391,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 1,107,000,000 円×1/2=553,500,000 円]

[国補：地域生活支援事業補助金 1,896,540 円×1/2= 948,000 円]

[県負：自立支援給付費負担金 1,107,000,000 円×1/4=276,750,000 円]

○ 目的

自立支援給付費の支給決定を受けた者が利用した障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者本位のサービス提供を基本とした福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・障害者給付審査会委員報酬 966,000 円
 - 会長 @17,000 円×1 人×6 回=102,000 円
 - 委員 @16,000 円×9 人×6 回=864,000 円

- ・ 障害者給付審査会委員費用弁償 48,000 円
- ・ 介護給付費 655,660,500 円

居宅介護	(38,400,000 円)	70 人
重度訪問介護	(59,400 円)	3 人
同行援護	(2,400,000 円)	7 人
療養介護	(16,000,900 円)	5 人
生活介護	(460,200,000 円)	220 人
短期入所	(1,100,000 円)	25 人
施設入所支援	(137,500,200 円)	110 人
- ・ 訓練等給付費 417,889,500 円

共同生活援助	(59,380,000 円)	60 人
宿泊型自立訓練	(3,484,800 円)	2 人
自立訓練(機能)	(2,544,300 円)	2 人
自立訓練(生活)	(26,400,000 円)	20 人
就労移行支援	(91,595,000 円)	60 人
就労継続支援 A 型	(39,965,400 円)	50 人
就労継続支援 B 型	(194,520,000 円)	180 人
- ・ 計画相談支援給付費 7,050,000 円
- ・ 特定障害者特別給付費 26,400,000 円
- ・ 給付審査会医師意見書料 882,540 円 (新規者・継続者 170 名分)
- ・ 国保連支払手数料 1,377,600 円

[担当：障害福祉課] P. 115

3302 自立支援医療に関する経費 43,110,000 円 (47,973,000 円)

[国・県 32,316,000 円 一財 10,794,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 更生医療 41,664,000 円×1/2=20,832,000 円
 育成医療 1,424,000 円×1/2= 712,000 円]

[県負：自立支援医療給付費負担金 更生医療 41,664,000 円×1/4=10,416,000 円
 育成医療 1,424,000 円×1/4= 356,000 円]

○ 目的

更生医療 障害を軽減及び回復させる医療を給付し、身体障害者の生活の質の向上及び社会参加の促進を図る。

育成医療 18 歳未満の障害を持つ児童に対しその障害を除去・軽減するための治療を給付し、社会参加の促進を図る。

○ 内容

免疫療法(HIV、腎臓、肝臓)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等のための入院・通院に係る費用について給付する。

- ・ 更生医療給付費 41,664,000 円

内訳) 生保免疫者	@245,000 円× 2 名×12 月= 5,880,000 円
生保透析者	@277,000 円× 9 名×12 月=29,916,000 円

一般透析者	@44,000 円× 1 名×12 月	=	528,000 円
一般免疫者	@31,000 円×10 人×12 月	=	3,720,000 円
一般肝臓・腎臓免疫者	@31,000 円× 3 人×12 月	=	1,116,000 円
一般肢体	@252,000 円× 2 人×	=	504,000 円
・ 育成医療給付費	1,424,000 円		
内訳) 肢体不自由	@201,000 円× 2 人	=	402,000 円
咀嚼機能障害	@2,000 円× 5 人×12 月	=	120,000 円
心臓機能障害	@122,000 円× 4 人	=	488,000 円
その他内部障害	@198,000 円× 1 人	=	198,000 円
肝臓機能障害	@ 18,000 円× 1 人×12 月	=	216,000 円
・ 支払審査手数料	21,600 円		

[担当：障害福祉課] P.115

3303 補装具費に関する経費 15,000,000 円 (15,000,000 円)

[国・県 12,250,000 円 一財 2,750,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 7,500,000 円]

[県負：自立支援補装具費負担金 4,750,000 円]

○ 目的

身体の不自由な部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

・ 補装具交付及び修理費

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P.115

3304 地域生活支援事業に関する経費 42,581,000 円 (38,236,000 円)

[国・県 29,764,000 円 一財 12,817,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 19,843,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 9,921,000 円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を市町村が効率的・効果的に実施し、福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

・ 自立支援協議会委員謝礼 @2,000 円×20 人×6 回=240,000 円

〈委託料〉

- ・意思疎通支援事業委託料 508,000 円
@40,000×12月=480,000円
通訳者派遣事務費 28,000円(70件分)
手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。
- ・地域活動支援センター事業委託料 3,743,118 円
地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。
地域活動支援センターI型「いなしきハートフルセンター」
- ・生活支援(生活訓練等)事業委託料 598,000 円
カモミール @41,433×12月=497,196円
クローバ沼南 @8,400×12月=100,800円 《2事業所計597,996円》
精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行なうもの。

〈負担金、補助及び交付金〉

- ・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000 円
- ・社会参加促進事業補助金 786,000 円
手話奉仕員や要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業を実施している。

〈扶助費〉

- ・日常生活用具給付 21,676,000 円
ストマ用装具 16,676,000円 その他の日常生活用具 5,000,000円
ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。
- ・自動車改造費助成 200,000 円
@100,000円×2件
- ・自動車運転免許取得費助成 200,000 円
@100,000円×2件
- ・障害者生活ホーム助成 1,578,000 円
@65,730円×2人×12月=1,577,520円
- ・移動支援 1,131,000 円
@94,210×12月=1,130,520円
屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者および精神障害者に対して、外出の際の移動を支援する。
- ・日中一時支援 8,190,000 円
日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図る。
- ・訪問入浴サービス 3,240,000 円
@11,250円×4回×6人×12月=3,240,000円
自宅において入浴することが困難な重度障害者に対して、浴槽を提供し寝たままで入浴することができるよう介助する。

[担当：障害福祉課] P. 117

3601 あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費
1,621,000円(1,535,000円)

[一財 1,621,000円]

○ 目的

経済的負担を軽減することにより、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

○ 内容

「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」の障害者とその付添人1名の利用料金100円を助成する。

@100円×対象施設延利用実績16,210名(H25下半期・H26上半期)=1,621,000円

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P. 117

0501 老人福祉事務に要する経費 1,288,000円(1,305,000円)

[一財 1,288,000円]

○ 目的

高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者を対象とした台帳を整備し、高齢者台帳システムにて管理し、登録者の緊急時に活用することにより安全安心を図る。

○ 内容

民生委員が対象者を戸別訪問し、台帳を作成する。台帳は紙で管理すると同時に、システムに入力し管理する。

高齢者台帳システム使用料 @70,000円×12月×1.08=907,200円

[担当：高齢福祉課] P. 118

2202 緊急通報装置給付に関する経費 8,925,000円(11,786,000円)

[一財 8,925,000円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を設置することにより、高齢者等の不安を軽減する。また災害等からの救助活動を一層迅速に行う。

○ 内容

端末機設置(火災警報器付き) @110,000円×14台×1.08=1,663,200円

(火災警報器なし) @87,600円×26台×1.08=2,459,808円

受信センター装置リース料 @60,400円×12月×1.05=761,040円

端末機保守点検委託料 3,038,000円

設置時には所得により自己負担が生じる場合がある。

[担当：高齢福祉課] P. 118

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 10,335,000円(11,043,000円)

[一財 10,335,000円]

○ 目的

移動制約者及び移動支援団体に対し助成することにより、高齢者及び障害者等の外出促進と閉じこもり防止を図る。

○ 内容

・ 移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @700 円×650 件×12 月=5,460,000 円

移送団体・タクシー共通利用券 @730 円×270 件×12 月=2,365,200 円

・ 福祉車両点検整備費補助事業

移送サービス団体が所有する福祉車両の車検・点検の整備費を補助することにより、福祉車両の普及促進と安全性の向上を図る。1 団体につき 200,000 円まで。

社会福祉協議会 @100,000 円×2 台=200,000 円

NPO 法人 ふじしろ福祉の会 @100,000 円×2 台=200,000 円

NPO 法人 活きる @100,000 円×2 台=200,000 円

・ 移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@200 円×650 件×12 月=1,560,000 円

・ 利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。発行枚数は月 4 枚。

[担当：高齢福祉課] P.119

2206 愛の定期便事業に関する経費 1,173,000 円 (1,104,000 円)

[一財 1,173,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週 3 回 (月・水・金) 利用者負担なし。

乳酸飲料業者配達 月・水 @69 円×2 本×93 日×69 人=885,546 円

社協ヘルパー配達 金 @40 円×2 本×51 日×69 人=281,520 円

[担当：高齢福祉課] P.119

2208 お休み処に関する経費 3,646,000 円 (1,533,000 円)

[その他 11,000 円 一財 3,635,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

○ 目的

高齢者と地域の人々とのふれあいの場を提供する事で、地域とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては運営団体との協働のもと、ボランティアスタッフを活用し、お茶や談話で憩えるような場にする。

・お休み処施設賃借料（家賃・共益費）

戸頭団地 @55,764 円×12 月=669,168 円

井野団地 @39,480 円×12 月=473,760 円

・非常勤職員報酬

@851 円×5 時間×20 日×12 ヶ月×2 ヶ所=2,042,400 円

[担当：高齢福祉課] P.120

2301 敬老祝金支給に要する経費 5,669,000 円 (5,801,000 円)

[一財 5,669,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

99 歳以上対象者については、訪問し褒賞と祝金を手渡しする。

敬老祝金 5,550,000 円 88 歳 @10,000 円×425 人= 4,250,000 円

99 歳以上 @10,000 円×130 人= 1,300,000 円

[担当：高齢福祉課] P.120

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 34,200,000 円 (34,200,000 円)

[その他 10,003,000 円 一財 24,197,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 10,003,000 円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 24,100,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

シルバー会員による受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、

家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 10,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの配分金（会員の仕事の対価）の立替え払い用資金に資するための貸付金。

○ 内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、会員への配分金の支払いは翌月 15 日に行っている。円滑な配分金支払いのために貸し付けを行い、年度内に償還させる。

[担当：高齢福祉課] P. 120

2801 あげぼの管理運営に関する経費 42,006,000 円 (44,104,000 円)

[その他 280,000 円 一財 41,726,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 280,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応ずる。

○ 内容

浴室の利用と趣味教室活動の場として、月約 4,500 人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 26 年度から平成 29 年度。

- ・指定管理料 41,478,000 円
- ・女子トイレ改修工事 320,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 121

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 40,157,000 円 (35,595,000 円)

[その他 4,000,000 円 一財 36,157,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 4,000,000 円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心として、月約 9,500 人が利用している。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は日本環境マネジメント株式会社。指定管理契約期間は平成 27 年度から平成 31 年度。

- ・指定管理料 35,591,000 円
- ・エアコン交換工事实施設計委託 1,090,800 円
- ・ヘアキャッチャー交換工事 3,456,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 121

2804 さくら荘管理運営に関する経費 30,021,000 円 (29,411,000 円)

[一財 30,021,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応ずる。

○ 内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約 1,900 人の高齢者が利用している。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 26 年度から平成 29 年度。

・指定管理料 28,956,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 121

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 12,210,000 円 (14,300,000 円)

[その他 1,052,000 円 一財 11,158,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,052,000 円]

○ 目的

養護老人ホーム（身体は自立であるが家族の虐待、経済的などの理由から在宅での生活が困難な高齢者の入所施設）へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

○ 内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者 5 名の生活費・事務費等の入所措置費。費用徴収基準により、本人及び扶養義務者から負担金を徴収している。

[担当：高齢福祉課] P. 122

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 2,955,000 円 (2,915,000 円)

[国・県 464,000 円 一財 2,491,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：高齢福祉対策費補助金 464,000 円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者のいきがいと地域活動を促進する。

○ 内容

市内 38 高齢者クラブが行う、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費に対し、補助要綱を定め、基本額と人数割額によって補助金を交付している。

・基本額	1 クラブ 20,000 円	対象クラブ数	38 クラブ
・人数割	30 人以下	7,200 円 (上限)	9 クラブ
	31 人から 49 人	21,600 円 (上限)	6 クラブ
	50 人から 74 人	64,800 円 (上限)	14 クラブ
	75 人以上	104,400 円 (上限)	9 クラブ

[担当：高齢福祉課] P. 122

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 1,834,000円 (1,803,000円)

[一財 1,834,000円]

○ 目的

高齢者が要介護状態にならないで、いつまでもいきいき過ごすことができるよう生きが
いづくり、健康づくりを目的とする。

○ 内容

健康相談、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施。

参加対象者は市内在住 60 歳以上の方。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 26 年度から平成 29 年度。

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代) 指定管理料 7,663,000 円のうち

介護予防拠点施設運営に関する経費 5,833,000 円を介護保険特別会計で支出。

[担当：高齢福祉課] P. 122

4101 健康遊具整備に要する経費 4,800,000円 (4,804,000円)

[国・県 4,800,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域介護・福祉空間施設整備交付金 4,800,000円]

○ 目的

高齢者が要介護状態へ移行せず、いつまでもいきいきと過ごすことができるよう、健康
遊具を設置し介護予防につなげる。

○ 内容

市内のオープンスペースに、高齢者向けの健康遊具を設置する。

背のぼしベンチ (4 基・2ヶ所) 4,800,000円

[担当：高齢福祉課] P. 123

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 4,149,000円 (4,149,000円)

[一財 4,149,000円]

○ 目的

低所得者 (保険料段階区分第 1 段階者・第 2 段階者・第 3 段階者) の在宅介護サービス利
用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減する。

○ 内容

保険料段階区分により、利用者負担額の 50%、30%、15%それぞれを助成する。

保険料段階区分第 1 段階者：老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方

@7,000円× 1名×12月×50%=42,000円

保険料段階区分第 2 段階者：世帯全員が市民税非課税の方 (前年の合計所得金額と
前年の課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方)

@7,000円×130名×12月×30%=3,276,000円

保険料段階区分第 3 段階者：世帯全員が市民税非課税の方で第 2 段階に該当しない方

@7,000円× 60名×12月×15%=756,000円

[担当：高齢福祉課] P. 124

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,521,000 円 (7,522,000 円)

[一財 7,521,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、E ボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,500,000 円

小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000 円

[担当：国保年金課] P. 124

7601 老人保健医療給付に要する経費 101,000 円 (101,000 円)

[一財 101,000 円]

○ 目的

老人保健医療精算事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

老人保健制度は、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度へと移された。

老人保健特別会計の 3 年間の設置義務が終了したことにより、その精算事務は一般会計に移され、老人保健医療精算事務に係る経費である。

老人保健審査支払手数料 1,000 円

老人保健医療費 100,000 円

1 社会福祉費 4 女性行政費

[担当：子育て支援課] P. 125

2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 10,000 円 (10,000 円)

[一財 10,000 円]

○ 目的

配偶者等から暴力の被害者に対する相談・助言を行い、状況の改善や生活の自立を図る。

○ 内容

DV 相談に係る事務経費。

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P. 125

0501 医療福祉事務に要する経費 18,366,000 円 (20,710,000 円)

[国・県 5,082,000 円 一財 13,284,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 10,164,000 円×1/2=5,082,000 円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

審査支払手数料 (国保連合会)	@ 49 × 63,000 件 = 3,087,000 円
(支払基金)	@ 94.1 × 60,000 件 = 5,646,000 円 (調剤以外)
	@ 47.7 × 30,000 件 = 1,431,000 円 (調剤)
国保連合会共同電算処理委託料	2,741,000 円

[担当：国保年金課] P. 125

0601 医療福祉費助成に要する経費 617,400,000 円 (607,400,000 円)

[国・県 230,875,000 円 その他 65,801,000 円 一財 320,724,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 527,550,000 円－高額療養費返納金等 65,800,000 円) × 1/2
= 230,875,000 円]

[諸収入：高額療養費返納金 65,800,000 円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000 円]

○ 目的

出生から中学3年生・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に対して、公費で医療費の一部を負担し、少子化対策の促進を図る。

茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける0歳児から中学3年生までの小児を対象に、保険診療分費用の一部を取手市が負担するぬくもり医療支援事業を実施している。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P. 126

0501 国民年金事務に要する経費 548,000 円 (581,000 円)

[国・県 548,000 円]

* 特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 548,000 円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った場合の障害基礎年金や家計の大黒柱を失ったときに遺族基礎年金が支給される公的年金制度で、国から法定受託事務事務として行っている。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金・厚生年金保険・共済組合の3グループに分かれ、国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳までのすべての方が加入することになっている。

被保険者数

年 度	第 1 号被保険者	任意加入被保険者	第 3 号被保険者	被保険者総数
平成 25 年度	15,054 人	340 人	7,835 人	23,229 人
平成 24 年度	15,489 人	379 人	8,151 人	24,019 人

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：子育て支援課] P.127

0601 保育事務に要する経費 2,727,000 円 (2,699,000 円)

[その他 8,000 円 一財 2,719,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 8,000 円]

○ 目的

保育所の運営を円滑に行い、保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼児を保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7ヵ所の管理運営に対する事務経費。

一般公募補助事業 NPO 法人とねっこ保育会子育て支援事業補助金 100,000 円

[担当：子育て支援課] P.128

1001 児童福祉審議会に要する経費 186,000 円 (178,000 円)

[一財 186,000 円]

○ 目的

本市における子ども・子育て支援及び児童福祉全般に関する事項について調査、審議する。

○ 内容

児童福祉審議会委員報酬 178,000 円

児童福祉審議会委員旅費 8,000 円

[担当：障害福祉課] P.128

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 22,906,000 円 (18,800,000 円)

[一財 22,906,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童（概ね就学前）とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であるが、引き続き取手市社会福祉協議会が平成30年3月31日まで運営をおこなう。

通園部門（単独通園、親子通園）、専門職指導（作業療法、言語療法、認知指導など）、相談部門（発達相談、就学相談）を三本柱として専門的な療育を行う。

- ・ こども発達センター指定管理料 22,888,000 円
- ・ 火災保険料 17,233 円

[担当：子育て支援課] P.128

2101 家庭児童相談室に要する経費 3,339,000 円 (3,070,000 円)

[国・県 60,000 円 その他 16,000 円 一財 3,263,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：保育緊急確保事業費補助金 30,000 円]

[県補：保育緊急確保事業費補助金 30,000 円]

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 1,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 15,000 円]

○ 目的

児童を養育している家庭に係る悩みや相談等について助言、指導を行うことにより福祉の向上を図る。

○ 内容

家庭相談員による相談、助言を行う。

[担当：子育て支援課] P.129

2801 児童扶養手当に要する経費 350,457,000 円 (350,663,000 円)

[国・県 116,670,000 円 その他 72,000 円 一財 233,715,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 350,009,000 円×1/3=116,669,000 円]

[県補：母子・寡婦福祉資金貸付事務処理特例交付金 1,000 円]

[諸収入：児童扶養手当返納分（過年度） 72,000 円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともにしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って手当を支給し、福祉の増進を図る。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童（心身におおむね中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）を監護している父・母または両親にかわって養育している方に支給する。（所得制限あり）

全部支給の場合

対象児童数(人)	月額(円)
1	41,020
2	46,020
3	49,020

※ 3 人目以降は、3,000 円ずつ加算

一部支給の場合 月額 41,010 円から 9,680 円まで段階的に支給する。

手当支給月は、4 月、8 月、12 月で前月分までを支給する。

対象者数：全部支給 395 人、一部支給 391 人、2 子加算 250 人、3 子以降加算 60 人

[担当：子育て支援課] P.129

3001 要保護児童対策事業に要する経費 97,000円 (85,000円)

[国・県 42,000円 一財 55,000円]

* 特財積算根拠

[国補：保育緊急確保事業費補助金 21,000円]

[県補：保育緊急確保事業費補助金 21,000円]

○ 目的

関係機関との情報共有・連携を行い、要保護児童の早期発見と早期対応により適切な保護を図る。また、児童虐待についての啓発活動を行うことにより虐待の早期発見・未然防止を図る。

○ 内容

代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期・随時に開催し要保護児童の支援を行う。児童虐待防止の啓発活動を行う。

[担当：障害福祉課] P.130

3201 児童療育システムに要する経費 1,154,000円 (3,821,000円)

[国・県 600,000円 一財 554,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 400,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 200,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

発達支援専門員（コーディネーター）を配置し、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組む。さらに、保健センターの親子教室指導や、市内幼稚園・保育所への巡回相談などを専門的視点でサポートする。

発達障害の相談件数が増加しているため、今年度、専門的立場で助言や指導ができる臨床発達心理士を正規職員として雇用し、さらなる相談や支援体制の充実を図る。

- ・巡回相談員謝礼 @20,000円×40回＝ 800,000円
- ・講演会講師謝礼 @20,000円×2回＝40,000円
- ・公用車リース料 213,732円
- ・燃料費 30,068円
- ・研修負担金 28,080円

[担当：子育て支援課] P.130

3301 少子化対策事業に要する経費 4,672,000円 (5,043,000円)

[国・県 2,608,000円 その他 57,000円 一財 2,007,000円]

* 特財積算根拠

[国補：保育緊急確保事業費補助金 1,304,000円]

[県補：保育緊急確保事業費補助金 1,304,000 円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 57,000 円]

○ 目的

地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備にとりくむ。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,670,000 円

[担当：子育て支援課] P.130

3901 児童手当事務に要する経費 4,126,000 円 (4,087,000 円)

[その他 9,000 円 一財 4,117,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

児童手当の給付事務を、適正で迅速に支給する

○ 内容

申請書受理・審査認定・支給決定までの一連の事務処理

報酬 1,722,000 円

共済費 248,000 円

旅費 24,000 円

需用費 94,000 円

役務費 2,038,000 円

[担当：子育て支援課] P.131

4001 子育て世帯臨時特例給付金給付事業に要する経費 45,538,000 円

(115,366,000 円)

[国・県 45,524,000 円 その他 14,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 36,000,000 円]

[国補：子育て世帯臨時特例給付金給付事業事務費補助金 9,524,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 14,000 円]

○ 目的

消費税率引き上げによる影響等を踏まえ、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行う。

○ 内容

・支給対象者

基準日(平成27年5月31日)における平成27年6月分の児童手当(特例給付を含む。)の受給者であって、その前年度の所得が児童手当の所得制限に満たない者。

・対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

・給付額

対象児童1人につき、3,000円。

職員時間外勤務手当	1,344,000円
管理職員特別勤務手当	54,000円
臨時職員賃金	2,914,000円
臨時職員共済費	473,000円
消耗品費	150,000円
通信運搬費	1,823,000円
口座振替手数料	738,000円
子育て世帯臨時特例給付金システム委託料	1,367,000円
事務機器使用料	675,000円
子育て世帯臨時特例給付金	36,000,000円(3,000円×12,000人)

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.132

2601 児童手当支給に要する経費 1,510,200,000円(1,503,000,000円)

[国・県 1,280,340,000円 一財 229,860,000円]

* 特財積算根拠

[国負：被用者3歳未満児童手当 280,800,000円×37/45=230,880,000円]

[県負：被用者3歳未満児童手当 280,800,000円×4/45=24,960,000円]

[国負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 853,200,000円×4/6=568,800,000円]

[県負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 853,200,000円×1/6=142,200,000円]

[国負：非被用者中学校修了前児童手当 337,200,000円×4/6=224,800,000円]

[県負：非被用者中学校修了前児童手当 337,200,000円×1/6=56,200,000円]

[国負：特例給付者児童手当 39,000,000円×4/6=26,000,000円]

[県負：特例給付者児童手当 39,000,000円×1/6=6,500,000円]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3歳未満 15,000円

3歳以上～小学生 10,000円 第3子以降は15,000円

中学生 10,000円

所得制限超 児童1人につき 一律 5,000円

- ・対象者数：3歳未満 1,960人、3歳～小学生 6,760人、中学生 2,180人、
特例給付 650人
- ・年3回支給 6月(2-5月分)、10月(6-9月分)、2月(10-1月分)支給

[担当：障害福祉課] P.132

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,570,000円(2,820,000円)

[国・県 771,000円 一財 1,799,000円]

* 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 @3,000円×年間514人×1/2=771,000円]

○ 目的

心身に障害のある在宅の20歳未満の児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aで、障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

- ・受給者 年間514人 @5,000円×514人=2,570,000円
- ・月額 5,000円支給
- ・年3回支給 8月(4-7月分)、12月(8-11月分)、4月(12-3月分)支給

[担当：障害福祉課] P.132

2901 障害児施設給付費に要する経費 112,308,000円(68,106,000円)

[国・県 83,790,000円 一財 28,518,000円]

* 特財積算根拠

[国負：障害児施設給付費負担金 111,720,000円×1/2=55,860,000円]

[県負：障害児施設給付費負担金 111,720,000円×1/4=27,930,000円]

○ 目的

障害児通所給付費の支給決定を受けた障害児が利用した障害児通所サービスについて、障害児通所給付費として支給することにより、障害児のサービス提供を基本とした福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・障害児通所給付費 110,460,000円
 - 児童発達支援 (41,974,800円) 165人
 - 放課後等デイサービス (68,485,200円) 100人
- ・計画相談支援給付費 1,260,000円
- ・国保連支払手数料 588,000円

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.132

2001 民間保育園入所に要する経費 1,233,039,000円(751,654,000円)

[国・県 641,133,000円 その他 169,134,000円 一財 422,772,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 169,134,000 円]

[国負：保育所運営費 368,038,000 円]

[県負：保育所運営費 273,095,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。(児童福祉法第 51 条第 5 号：都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用は市町村の支弁)

○ 内容

保育所(園)入所委託料

(単位:人、円)

園名	定員	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4・5 歳児	計	入所委託料
取手保育園	90	6	27	21	37	91	88,736,220
ふたば保育園	45	4	15	11	19	49	60,053,580
育英保育園	90	5	25	15	40	85	78,330,300
たちばな保育園	90	4	33	20	40	97	90,091,260
共生保育園	60	5	16	17	32	70	73,101,480
稲保育園	90	9	24	21	34	88	85,545,840
たかさごナースール スクール取手	100	8	31	15	38	92	83,145,480
たかさごナースール スクール取手アネックス	16	5	5	-	-	10	22,080,000
戸頭東保育園	120	10	37	22	40	109	99,027,540
計	701	56	213	142	280	691	680,111,700

認定こども園入所委託料

(単位:人、円)

園名	定員	3 号認定	2 号認定	1 号認定	計	入所委託料	
幼保連携型	取手ふたば文化	249	19	37	182	238	90,151,920
	めぐみ保育園	144	24	24	62	110	74,696,228
	戸頭さくら保育	196	21	36	99	156	68,458,128
	みどりが丘	296	24	24	180	228	105,415,750
幼稚園型	チューリップ 第一	140	-	11	47	58	28,977,652
	チューリップ 第二	140	-	8	30	38	22,369,160
	取手	210	-	2	46	48	29,437,800
	白山	105	-	14	63	77	37,794,494
	光風台	160	-	11	88	99	52,109,436
計	1,640	88	167	797	1,052	509,410,568	

施設給付型幼稚園児入所委託料

(単位:人、円)

園名	定員	3 号認定	2 号認定	1 号認定	計	入所委託料
あづま幼稚園	90	-	-	90	90	43,515,540

[担当：子育て支援課] P.133

2101 乳幼児保育に要する経費 11,077,000 円 (15,452,000 円)

[国・県 11,077,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：民間保育園子育て支援体制緊急整備事業補助金 11,077,000 円]

○ 目的

民間保育園において保育士を増員することにより、保育園に対して新たに義務付けられた3歳未満児の個別指導計画の作成等を支援し、低年齢児の保育の質の向上と処遇の確保を図る。

○ 内容

3歳未満児の担当保育士を増員する保育園と委託契約を結び、その保育士の雇用に要する賃金、通勤手当、社会保険料事業主負担分を負担する。

民間保育園低年齢児保育体制緊急整備事業委託料 (5園分)

給与分 $145,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} \times 5 \text{ 園} = 8,730,000 \text{ 円}$

通勤手当分 $15,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} \times 5 \text{ 園} = 900,000 \text{ 円}$

社会保険料事業主負担分 $(145,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} + 15,000) \times 150.25/1,000 \times 12 \text{ 月} \times 5 \text{ 園} = 1,446,908 \text{ 円}$

[担当：子育て支援課] P.133

2201 民間保育園運営に要する経費 131,149,000 円 (134,971,000 円)

[国・県 59,841,000 円 その他 2,000 円 一財 71,306,000 円]

* 特財内訳

[国補：保育緊急確保事業費補助金 4,512,000 円]

[県補：特別保育事業補助金 50,817,000 円]

[県補：保育緊急確保事業費補助金 4,512,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 2,000 円]

○ 目的

民間保育園が健全で安定した運営と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園に対して運営補助金及び、延長保育促進事業補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園の設置者に設置者負担分相当額を補助する。

また、一時預かり事業、病後児保育事業、休日保育事業について、事業実施予定の民間保育園に対して補助金を交付する。

補助金内訳 1

(単位:円)

区 分	取手保育園	ふたば保育園	育英保育園	たちばな 保育園	共生保育園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	742,560	835,380	742,560	742,560	649,740
民間保育園 施設管理費	972,000	486,000	972,000	972,000	648,000
主食費	626,400	324,000	594,000	648,000	529,200
民間保育園 一時預かり事業	—	—	—	1,473,000	—
民間保育園延長保 育促進事業補助金	5,191,000	5,933,000	5,191,000	5,191,000	5,191,000
民間保育園 休日保育事業	—	—	—	—	—
民間保育園 病後児保育事業	—	—	—	—	—
日本スポーツ振興 センター共済掛金	2.3号 21,000	2.3号 10,500	2.3号 20,125	2.3号 21,000	2.3号 14,000
計	8,632,960	8,668,880	8,599,685	10,127,560	8,111,940

補助金内訳 2

(単位:円)

区 分	稲保育園	たかさご ナーサリースクール・ アネックス	戸頭東 保育園	取手ふたば 文化保育園	めぐみ 保育園	戸頭さくら 保育園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	928,200	928,200	1,021,020	742,560	742,560	1,021,020
民間保育園 施設管理費	972,000	1,252,800	1,296,000	572,400	259,200	226,800
主食費	594,000	572,400	669,600	270,000	486,000	388,800
民間保育園 一時預かり事業	—	1,473,000	1,580,000	908,000	792,000	800,000
民間保育園延長保 育促進事業補助金	6,233,000	5,191,000 6,233,000	6,233,000	6,233,000	5,191,000	5,191,000
民間保育園 休日保育事業	—	—	1,427,000	—	—	—
民間保育園 病後児保育事業	2,407,000	—	—	—	—	—
日本スポーツ振興 センター共済掛金	2.3号 21,000	2.3号 23,800	2.3号 23,625	2.3号 11,025 1号 25,650	2.3号 13,825 1号 8,775	2.3号 11,725 1号 15,930
計	12,235,200	16,754,200	13,330,245	9,842,635	8,573,360	8,735,275

補助金内訳 3

(単位:円)

区 分	みどり ナーサリースクール	チュールップ [®] 第 一・チュールップ [®] 第二幼稚園	取手幼稚園	白山幼稚園	光風台 幼稚園	あづま 幼稚園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	—	—	—	—	—
民間保育園 格差是正費	742,560	—	—	—	—	—
民間保育園 施設管理費	518,400	—	—	—	—	—
主食費	259,200	432,000	162,000	270,000	162,000	
民間保育園 一時預かり事業	1,144,000	840,000 960,000	992,000	512,000	1,276,000	※800,000
民間保育園延長保 育促進事業補助金	5,191,000	—	—	—	—	
民間保育園 休日保育事業	—	—	—	—	—	
民間保育園 病後児保育事業	—	—	—	—	—	
日本スポーツ振興 センター共済掛金	2.3号 10,150 1号27,000	2.3号 10,500 1号21,465	2.3号4,375 1号7,425	2.3号6,125 1号12,150	2.3号4,375 1号13,500	1号 13,500
計	8,972,310	2,563,965	1,165,800	800,275	1,455,875	813,500

※あづま幼稚園の一時預かり事業は、施設給付型幼稚園一時預かり事業補助金になります。

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わります。

[担当：子育て支援課] P.133

2401 管外保育委託に要する経費 92,524,000円 (22,660,000円)

[国・県 48,618,000円 その他 3,088,000円 一財 40,818,000円]

* 特財積算根拠

[国負：保育所運営費 32,412,000円]

[県負：保育所運営費 16,206,000円]

[負担金：保育所入所児保護者負担金 3,088,000円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)入所委託料

(単位:人、円)

園名	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	計	入所委託料
管外公立保育所(園)	0	0	0	4	4	1,925,000
管外私立保育所(園)	2	8	4	4	18	19,786,000
管外認定こども園	0	4	30	55	89	63,596,000
管外施設給付型幼稚園	0	0	4	10	14	7,217,000

[担当：子育て支援課] P.134

2601 すこやか保育応援事業に要する経費 3,600,000円(3,060,000円)

[国・県 1,800,000円 一財 1,800,000円]

* 特財積算根拠

[県補：すこやか保育応援事業補助金 1,800,000円]

○目的

少子化の進む中、希望する子どもの数をもてない要因のひとつとして経済的負担をあげる世帯が多い。子育て家庭への経済的負担の軽減策として、保育所に2人以上入所している第2番目の3歳未満児の保育料の一部を助成し、経済的負担を軽減する。

○内容

県1/2、市1/2を助成する。

助成対象（以下の全てを満たす場合）

- ① 2子以降の3歳未満児であること
- ② 保育料が1/2に軽減されている児童であること
- ③ 国基準額表の第2から第4階層に属する世帯の児童であること

公立 @3,000円×45名×12月=1,620,000円

私立 @3,000円×45名×12月=1,620,000円

認定こども園 @3,000円×10名×12月=360,000円

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.135

2001 保育所の管理運営に要する経費 1,068,468,000円(448,394,000円)

[その他 744,569,000円 一財 323,899,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：延長保育利用保護者負担金 1,318,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 178,000円]

[使用料：公立保育所使用料（代理受領分） 582,491,000円]

[使用料：公立保育所使用料（保護者負担分） 141,393,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金 393,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 2,555,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 14,337,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 819,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 1,085,000円]

○目的

保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○内容

公立保育所7カ所の管理運営費。

子ども・子育て支援法において保育所の給付費は、支給認定こどもの保護者に施設型給付費として個人給付される。公立施設の利用者負担については、市の条例で徴収根拠を定めることにより、利用者負担額を公債権として整理し、公定価格全体を公立施設の使用料と

定め、その支払いに給付費の法定代理受領及び保護者負担金を充てることとなる。よって使用料の歳入として法定代理受領(個人給付相当額)と保護者負担額を債権として計上し、歳出として代理受領と同額を給付金として計上する。

[担当：子育て支援課] P.137

2201 子育て支援に要する経費 18,502,000円(12,481,000円)

[国・県 12,383,000円 一財 6,119,000円]

* 特財積算根拠

[国補：保育緊急確保事業費補助金 6,192,000円]

[県補：保育緊急確保事業費補助金 6,191,000円]

○ 目的

核家族化と少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換の場の提供と、子育てに関する相談、助言などを行う。

○ 内容

白山・戸頭・藤代・東部地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.138

2301 一時的保育事業に要する経費 9,115,000円(11,120,000円)

[国・県 4,836,000円 その他 4,279,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 4,279,000円]

[国補：保育緊急確保事業費補助金 2,418,000円]

[県補：保育緊急確保事業費補助金 2,418,000円]

○ 目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施する。

○ 内容

白山・久賀・永山保育所において、満1歳から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで保育を行うための一時保育事業管理運営費。

2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P.139

2001 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,930,000円(1,930,000円)

[国・県 1,429,000円 その他 13,000円 一財 488,000円]

* 特財積算根拠

[国負：母子生活支援施設措置費等負担金

(160,000円-1,100円)×12ヵ月×1/2≒953,000円]

[県負：母子生活支援施設措置費等負担金

(160,000円-1,100円)×12ヵ月×1/4≒476,000円]

[負担金：母子生活支援施設入所者負担金 1,100円×12ヵ月≒13,000円]

○ 目的

生活指導や救済が必要な配偶者のいない母子世帯（児童は原則 18 歳未満）を入所させ、自立に向けた支援を図る。

○ 内容

母子生活支援施設への入所費用を負担する。

[担当：子育て支援課] P.139

2002 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に関する経費 7,450,000 円

(5,224,000 円)

[国・県 5,587,000 円 一財 1,863,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：母子家庭等対策総合支援事業費補助金 7,450,000 円×3/4≒5,587,000 円]

○ 目的

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職に有利で、生活の安定に役立つ国家資格（指定）を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

○ 内容

母子家庭の母、父子家庭の父が、養成機関で 2 年以上就業する場合に給付金を支給する。

3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P.141

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,080,000 円(1,084,000 円)

[国・県 810,000 円 その他 5,000 円 一財 265,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 810,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

近年の雇用情勢の悪化により、稼働年齢層の生活保護受給者も多くなっており、そうした状況に対応するため、事務処理と面接指導ができる非常勤職員を雇用し、就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護受給者への就労相談及び就労支援を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。国負担率 3/4。

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P.141

2001 生活保護に要する経費 1,500,105,000 円(1,496,587,000 円)

[国・県 1,167,578,000 円 その他 5,000 円 一財 332,522,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活保護費 1,500,105,000 円×3/4≒1,125,078,000 円]

[県負：生活保護費 170,000,000 円×1/4=42,500,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]
 [諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]
 [諸収入：生活保護法第 78 条返還金(過年度分) 1,000 円]
 [諸収入：生活保護法第 63 条返還金(過年度分) 1,000 円]
 [諸収入：生活保護費返還金(過年度分) 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

取手市・保護世帯数	674 世帯	・扶助費	1,500,105,000 円
・保護人数	870 人	(内訳)	生活扶助 460,986,000 円
・保護率	8.1‰		住宅扶助 213,530,000 円
(平成 26 年 11 月現在)			教育扶助 4,500,000 円
			医療扶助 751,200,000 円
			介護扶助 52,215,000 円
			出産扶助 400,000 円
			生業扶助 4,074,000 円
			葬祭扶助 2,100,000 円
			施設事務費 10,800,000 円
			就労自立給付金 300,000 円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P. 142

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う人に対して見舞金又は弔慰金をおくり、その援護と更生意欲の高揚を図る。

○ 内容

・災害見舞金	200,000 円
・災害援護資金貸付金	1,000 円

[参考] 災害見舞金の額

1. 死亡等の場合	
・死亡	100,000 円
・全治 3 カ月以上の負傷	50,000 円
・全治 1 カ月以上 3 カ月未満の負傷	30,000 円
2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、減失等の場合	
(1) 住家全壊(全焼) 3 人以下の世帯	70,000 円
4 人以上の世帯	100,000 円
(2) 住家半壊(半焼) 3 人以下の世帯	30,000 円
4 人以上の世帯	50,000 円

- (3) 住家部分焼 10,000 円
- (4) 住家以外の家屋焼失 (20 m²以上の建物を対象とする)
- 全壊 (全焼) 20,000 円
- 半壊 (半焼) 10,000 円
- (5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。
3. 床上浸水の場合 30,000 円